議 第 51 号

平成30年2月23日提出

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部改正について

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西一史

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市消防事務に関する手数料条例(平成12年条例第34号)の一部を次のよう に改正する。

第2条を次のように改める。

(徴収すべき事項及び金額)

- 第2条 手数料を徴収する事項及びその額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に掲げる表に定めるとおりとする。
 - (1) 消防法(昭和23年法律第186号)関係の手数料のうち危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第1条の11に規定する指定数量以上の危険物に係るもの 別表第1
 - (2) 消防法関係の手数料のうち危険物の規制に関する政令第1条の11に規定する指定数量未満の危険物等を貯蔵し、又は取り扱うタンクの水張検査及び水圧検査に係るもの 別表第2
 - (3) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)関係の手数料 別表第3
 - (4) 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)関係の手数料 別表第4

別表第1中「別表第1(危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号) 第1条の11に規定する指定数量以上の危険物に係る手数料)」を「別表第1(第2条 関係)」に改め、同表1の項中「昭和23年法律第186号。」を削り、同表2の項中 「530,000円」を「570,000円」に、「830,000円」を

「880,000円」に、「1,010,000円」を「1,070,000円」に、 「1,120,000円」を「1,200,000円」に、「1,420,000円」 を「1,520,000円」に、「1,660,000円」を「1,780,000円」 に、「3,880,000円」を「4,070,000円」に、「5,100,000 円」を「5,340,000円」に、「6,290,000円」を 「6,490,000円」に、「1,130,000円」を「1,180,000円」 に、「1,340,000円」を「1,410,000円」に、「1,500,000 円」を「1,580,000円」に、「1,830,000円」を 「1,940,000円」に、「2,140,000円」を「2,260,000円」 に、「4,350,000円」を「4,550,000円」に、「5,570,000 円」を「5,820,000円」に、「6,770,000円」を 「7,070,000円」に、「5,750,000円」を「5,930,000円」 「10,700,000円」を「10,900,000円」に改め、同表7の項中 「410,000円」を「420,000円」に、「540,000円」を 「560,000円」に、「700,000円」を「730,000円」に、 「920,000円」を「960,000円」に、「1,040,000円」を 「1,090,000円」に、「1,600,000円」を「1,660,000円」 に、「1,820,000円」を「1,900,000円」に、「2,030,000 円」を「2,120,000円」に、「490,000円」を「530,000円」に、 「630,000円」を「680,000円」に、「990,000円」を 「1,030,000円」に、「1,310,000円」を「1,410,000円」 に、「1,720,000円」を「1,780,000円」に、「3,320,000 円」を「3,430,000円」に、「4,060,000円」を 「4,190,000円」に、「4,650,000円」を「4,800,000円」 に、「9,100,00円」を「9,320,000円」に、 「12,400,000円」を「12,600,000円」に、 「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同表9の項中 「310,000円」を「320,000円」に、「430,000円」を 「460,000円」に、「720,000円」を「750,000円」に、

「960,000円」を「1,020,000円」に、「1,210,000円」を「1,300,000円」に、「2,950,000円」を「3,150,000円」に、「3,620,000円」を「3,870,000円」に、「4,170,000円」を「4,460,00円」に、「2,690,000円」に、「3,190,000円」を「3,230,000円」に、「4,790,000円」を「4,830,000円」に改める。

別表第2中「別表第2(危険物の規制に関する政令第1条の11に規定する指定数量未満の危険物等を貯蔵し、又は取り扱うタンクの水張検査及び水圧検査の手数料)」を「別表第2(第2条関係)」に改める。

別表第3中「別表第3」を「別表第3(第2条関係)」に改め、同表1の項中「(昭和25年法律第149号)」を削り、同表の次に次の1表を加える。

別表第4(第2条関係)

手数料を徴収する事項	手数料の額
	(1件につき)
1 高圧ガス保安法第5条第1項の規定に基づく高圧ガ	
スの製造の許可	
(1) 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者	
(次号に掲げる者を除く。)	
ア 処理容積 (圧縮、液化その他の方法で1日に処理	560,000円
することができるガスの容積をいう。以下この項、	
2 の項及び 7 の項において同じ。) が 1 , 0 0 0 万	
立方メートル以上の設備	
イ 処理容積が100万立方メートル以上1,000	340,000円
万立方メートル未満の設備	
ウ 処理容積が50万立方メートル以上100万立	220,000円
方メートル未満の設備	
エ 処理容積が10万立方メートル以上50万立方	140,000円
メートル未満の設備	
オ 処理容積が25,000立方メートル以上10万	110,000円
立方メートル未満の設備	

カ 処理容積が5,000立方メートル以上	86,000円
25,000立方メートル未満の設備	
キ 処理容積が 1 , 0 0 0 立方メートル以上	68,000円
5 ,000立方メートル未満の設備	
ク 処理容積が200立方メートル以上1,000立	54,000円
方メートル未満の設備	
ケ 処理容積が100立方メートル以上200立方	3 1 , 0 0 0 円
メートル未満の設備	
(2) 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者	
であって移動式製造設備(高圧ガスの製造のための設	
備で移動することができるように設計したものをい	
う。2の項及び7の項において同じ。)のみを使用し	
て高圧ガスの製造をするもの	
ア 処理容積が1,000万立方メートル以上の設備	91,000円
イ 処理容積が500万立方メートル以上1,000	75,000円
万立方メートル未満の設備	
ウ 処理容積が100万立方メートル以上500万	60,000円
ウ 処理容積が100万立方メートル以上500万 立方メートル未満の設備	60,000円
	60,000円
立方メートル未満の設備	·
立方メートル未満の設備 エ 処理容積が50万立方メートル以上100万立	·
立方メートル未満の設備 エ 処理容積が50万立方メートル以上100万立 方メートル未満の設備	44,000円
立方メートル未満の設備 エ 処理容積が50万立方メートル以上100万立 方メートル未満の設備 オ 処理容積が10万立方メートル以上50万立方	44,000円
立方メートル未満の設備 エ 処理容積が50万立方メートル以上100万立 方メートル未満の設備 オ 処理容積が10万立方メートル以上50万立方 メートル未満の設備	44,000円
立方メートル未満の設備 エ 処理容積が50万立方メートル以上100万立 方メートル未満の設備 オ 処理容積が10万立方メートル以上50万立方 メートル未満の設備 カ 処理容積が25,000立方メートル以上10万	44,000円
立方メートル未満の設備 エ 処理容積が50万立方メートル以上100万立 方メートル未満の設備 オ 処理容積が10万立方メートル以上50万立方 メートル未満の設備 カ 処理容積が25,000立方メートル以上10万 立方メートル未満の設備	44,000円 27,000円
立方メートル未満の設備 エ 処理容積が50万立方メートル以上100万立 方メートル未満の設備 オ 処理容積が10万立方メートル以上50万立方 メートル未満の設備 カ 処理容積が25,000立方メートル以上10万 立方メートル未満の設備 キ 処理容積が5,000立方メートル以上	44,000円 27,000円
立方メートル未満の設備 エ 処理容積が50万立方メートル以上100万立 方メートル未満の設備 オ 処理容積が10万立方メートル以上50万立方 メートル未満の設備 カ 処理容積が25,000立方メートル以上10万 立方メートル未満の設備 キ 処理容積が5,000立方メートル以上 25,000立方メートル未満の設備	44,000円 27,000円 21,000円
立方メートル未満の設備 エ 処理容積が50万立方メートル以上100万立 方メートル未満の設備 オ 処理容積が10万立方メートル以上50万立方 メートル未満の設備 カ 処理容積が25,000立方メートル以上10万 立方メートル未満の設備 キ 処理容積が5,000立方メートル以上 25,000立方メートル未満の設備 ク 処理容積が1,000立方メートル以上	44,000円 27,000円 21,000円

コ 処理容積が100立方メートル以上200立方	7,400円
メートル未満の設備	
(3) 高圧ガス保安法第5条第1項第2号に該当する者	
ア 冷凍能力が3,000トン以上の設備	110,000円
イ 冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未	87,000円
満の設備	
ウ 冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の	68,000円
設備	
エ 冷凍能力が100トン以上300トン未満の設	54,000円
備	
オ 冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備	36,000円
2 高圧ガス保安法第14条第1項の規定に基づく高圧	
ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変	
更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造	
の方法の変更の許可	
(1) 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同	
項の許可を受けた者(次号に掲げる者を除く。)	
ア 変更後の処理容積が変更前の処理容積(当該変更	370,000円
が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備	
に代えて新たに設備を設置するものである場合に	
あっては、変更前の処理容積から当該撤去する設備	
に係る処理容積を控除した容積。以下この項におい	
て同じ。) に比して1,000万立方メートル以上	
増加する場合	
イ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して	220,000円
100万立方メートル以上1,000万立方メート	
ル未満増加する場合	
ウ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して	150,000円
50万立方メートル以上100万立方メートル未	
満増加する場合	

エ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して	93,000円
10万立方メートル以上50万立方メートル未満	
増加する場合	
オ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して	69,000円
2 5 ,0 0 0 立方メートル以上 1 0 万立方メートル	
未満増加する場合	
カ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して	61,000円
5,000立方メートル以上25,000立方メー	
トル未満増加する場合	
キ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して	57,000円
1,000立方メートル以上5,000立方メート	
ル未満増加する場合	
ク 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して	39,000円
2 0 0 立方メートル以上 1,000立方メートル未	
満増加する場合	
ケ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して	26,000円
200立方メートル未満増加する場合	
コーその他の場合	16,000円
(2) 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同	
項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを	
使用して高圧ガスの製造をするもの	
ア 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して	65,000円
1,000万立方メートル以上増加する場合	
イ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して	53,000円
500万立方メートル以上1,000万立方メート	
ル未満増加する場合	
ウ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して	44,000円
100万立方メートル以上500万立方メートル	
未満増加する場合	
エ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して	3 1 , 0 0 0 円

50万立方メートル以上100万立方メートル未	
満増加する場合	
オ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して	18,000円
10万立方メートル以上50万立方メートル未満	
増加する場合	
カ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して	14,000円
2 5 ,0 0 0 立方メートル以上 1 0 万立方メートル	
未満増加する場合	
キ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して	12,000円
5 , 0 0 0 立方メートル以上 2 5 , 0 0 0 立方メー	
トル未満増加する場合	
ク 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して	9,200円
1,000立方メートル以上5,000立方メート	
ル未満増加する場合	
ケ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して	8,200円
2 0 0 立方メートル以上 1 , 0 0 0 立方メートル未	
満増加する場合	
コ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して	5 , 1 0 0円
200立方メートル未満増加する場合	
サーその他の場合	3 , 2 0 0円
(3) 高圧ガス保安法第5条第1項第2号に該当する同	
項の許可を受けた者	
ア 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力(当該変更	69,000円
が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備	
に代えて新たに設備を設置するものである場合に	
あっては、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備	
に係る冷凍能力を控除した能力。以下この項におい	
て同じ。) に比して3,000トン以上増加する場	
合	
イ 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して	62,000円

1,000トン以上3,000トン未満増加する場	
合	
ウ 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して	55,000円
300トン以上1,000トン未満増加する場合	
エ 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して	38,000円
100トン以上300トン未満増加する場合	
オ 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して	30,000円
100トン未満増加する場合	
カーその他の場合	16,000円
3 高圧ガス保安法第16条第1項の規定に基づく高圧	25,000円
ガスの貯蔵所の設置の許可	
4 高圧ガス保安法第19条第1項の規定に基づく第1	
種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事の許可	
(1) 変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増	14,000円
加する場合	
(2) その他の場合	11,000円
(2) その他の場合 5 高圧ガス保安法第20条第1項及び第3項の規定に	11,000円
	11,000円
5 高圧ガス保安法第20条第1項及び第3項の規定に	11,000円
5 高圧ガス保安法第20条第1項及び第3項の規定に 基づく高圧ガスの製造のための施設又は第1種貯蔵所	11,000円
5 高圧ガス保安法第20条第1項及び第3項の規定に 基づく高圧ガスの製造のための施設又は第1種貯蔵所 の完成検査	
5 高圧ガス保安法第20条第1項及び第3項の規定に 基づく高圧ガスの製造のための施設又は第1種貯蔵所 の完成検査 (1) 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高	1 の項各号に掲げる
5 高圧ガス保安法第20条第1項及び第3項の規定に 基づく高圧ガスの製造のための施設又は第1種貯蔵所 の完成検査 (1) 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高	1の項各号に掲げる 区分に応じ、それぞ
5 高圧ガス保安法第20条第1項及び第3項の規定に 基づく高圧ガスの製造のための施設又は第1種貯蔵所 の完成検査 (1) 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高	1 の項各号に掲げる 区分に応じ、それぞ れ定める手数料の額
5 高圧ガス保安法第20条第1項及び第3項の規定に 基づく高圧ガスの製造のための施設又は第1種貯蔵所 の完成検査 (1) 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高	1 の項各号に掲げる 区分に応じ、それぞ れ定める手数料の額 の4分の3に相当す
5 高圧ガス保安法第20条第1項及び第3項の規定に 基づく高圧ガスの製造のための施設又は第1種貯蔵所 の完成検査 (1) 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高	1 の項各号に掲げる 区分に応じ、それぞ れ定める手数料の額 の4分の3に相当す る金額(高圧ガス保
5 高圧ガス保安法第20条第1項及び第3項の規定に 基づく高圧ガスの製造のための施設又は第1種貯蔵所 の完成検査 (1) 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高	1の項各号に掲げる 区分に応じ、それぞ れ定める手数料の額 の4分の3に相当す る金額(高圧ガス保 安法第5条第1項の
5 高圧ガス保安法第20条第1項及び第3項の規定に 基づく高圧ガスの製造のための施設又は第1種貯蔵所 の完成検査 (1) 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高	1の項各号に掲げる 区分に応じ、それぞ れ定める手数料の額 の4分の3に相当す る金額(高圧ガス保 安法第5条第1項の 許可に係る液化石油
5 高圧ガス保安法第20条第1項及び第3項の規定に 基づく高圧ガスの製造のための施設又は第1種貯蔵所 の完成検査 (1) 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高	1の項各号に掲げる 区分に応じ、それぞ れ定める手数料の額 の4分の3に相当す る金額(高圧ガス保 安法第5条第1項の 許可に係る液化石油 ガスの製造のための

に関する法律(昭和 42年法律第149 号)第37条の3第 1項の完成検査を受け、同法第37条の 技術上の基準に適らしていると認められたものの完成検査にあっては、6,100 円)

18,750円

- (2) 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく第1種貯蔵所の完成検査
- (3) 高圧ガス保安法第20条第3項の規定に基づく高 圧ガスの製造のための施設の完成検査

2の項各号に掲げる 区分に応じ、それぞ れ定める手数料の額 の4分の3に相当す る金額(高圧ガス保 安法第14条第1項 の許可に係る液化石 油ガスの製造のため の施設であって、液 化石油ガスの保安の 確保及び取引の適正 化に関する法律第 37条の3第1項の 完成検査を受け、同 法第37条の技術上 の基準に適合してい ると認められたもの の完成検査にあって

	は、6,100円)
(4) 高圧ガス保安法第20条第3項の規定に基づく第	4の項各号に掲げる
1 種貯蔵所の完成検査	区分に応じ、それぞ
	れ定める手数料の額
	の 4 分の 3 に相当す
	る金額
6 高圧ガス保安法第22条第1項の規定に基づく輸入	
をした高圧ガス及びその容器の検査	
(1) 容積 1,000立方メートル以上(液化ガスにあっ	27,000円
ては、質量10トン以上)の高圧ガスに係る検査	
(2) 容積300立方メートル以上1,000立方メー	21,000円
トル未満(液化ガスにあっては、質量3トン以上10	
トン未満)の高圧ガスに係る検査	
(3) 容積300立方メートル未満(液化ガスにあって	13,000円
は、質量3トン未満)の高圧ガスに係る検査	
7 高圧ガス保安法第35条第1項の規定に基づく特定	
施設の保安検査	
(1) 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同	
項の許可を受けた者(次号に掲げる者を除く。)	
ア 処理容積が1,000万立方メートル以上の設備	610,000円
イ 処理容積が100万立方メートル以上1,000	370,000円
万立方メートル未満の設備	
ウ 処理容積が50万立方メートル以上100万立	250,000円
方メートル未満の設備	
方メートル未満の設備 エ 処理容積が10万立方メートル以上50万立方	150,000円
	150,000円
エ 処理容積が10万立方メートル以上50万立方	150,000円
エ 処理容積が10万立方メートル以上50万立方 メートル未満の設備	
エ 処理容積が10万立方メートル以上50万立方 メートル未満の設備 オ 処理容積が25,000立方メートル以上10万	

キ 処理容積が1,000立方メートル以上	75,000円
5,000立方メートル未満の設備	
ク 処理容積が200立方メートル以上1,000立	60,000円
方メートル未満の設備	
ケ 処理容積が100立方メートル以上200立方	33,000円
メートル未満の設備	
(2) 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同	
項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを	
使用して高圧ガスの製造をするもの	
ア 処理容積が1,000万立方メートル以上の設備	95,000円
イ 処理容積が500万立方メートル以上1,000	80,000円
万立方メートル未満の設備	
ウ 処理容積が100万立方メートル以上500万	64,000円
立方メートル未満の設備	
エ 処理容積が50万立方メートル以上100万立	47,000円
方メートル未満の設備	
オ 処理容積が10万立方メートル以上50万立方	31,000円
メートル未満の設備	
カ 処理容積が25,000立方メートル以上10万	22,000円
立方メートル未満の設備	
キ 処理容積が5,000立方メートル以上	20,000円
25,000立方メートル未満の設備	
ク 処理容積が 1 , 0 0 0 立方メートル以上	15,000円
5 ,000立方メートル未満の設備	
ケ 処理容積が200立方メートル以上1,000立	12,000円
方メートル未満の設備	
コ 処理容積が100立方メートル以上200立方	7 , 7 0 0円
メートル未満の設備	
(3) 高圧ガス保安法第5条第1項第2号に該当する同	
項の許可を受けた者	

ア 冷凍能力が3,000トン以上の設備	120,000円
イ 冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未	95,000円
満の設備	
ウ 冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の	76,000円
設備	
エ 冷凍能力が100トン以上300トン未満の設	60,000円
備	
オー冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備	42,000円
8 高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20号)第	
18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第	
4 4 条第 1 項に規定する容器検査(内容積 5 0 0 リット	
ル以下の容器に係るものに限る。以下この項において同	
じ。) 又は同令第18条第2項第4号の規定に基づく同	
法第49条第1項に規定する容器再検査	
(1) 温度零下50度以下の液化ガスを充てんするため	
の容器に係る容器検査又は容器再検査	
ア 内容積1,000リットル以上の容器	1 個 に つ き
	16,000円に
	1,000リットル
	又は1,000リッ
	トルに満たない端数
	を増すごとに
	1 , 6 0 0 円を加え
	た金額
イ 内容積500リットル以上1,000リットル未	1 個 に つ き
満の容器	16,000円
ウ 内容積500リットル未満の容器	1 個 に つ き
	6,600円
(2) 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス	

に係る容器検査又は容器再検査	
ア 内容積150リットル以上の容器	1個につき320円
	に10リットル又は
	10リットルに満た
	ない端数を増すごと
	に57円を加えた金
	額
イ 内容積30リットル以上150リットル未満の	1個につき320円
容器	
ウ 内容積 5 リットル以上 3 0 リットル未満の容器	1個につき260円
エ 内容積 1 リットル以上 5 リットル未満の容器	1個につき160円
オ 内容積 1 リットル未満の容器	1個につき150円
(3) 高強度鋼容器(前2号に規定する容器を除く。)に	
係る容器検査又は容器再検査	
ア 内容積 3 0 リットル以上の容器	1個につき210円
	に10リットル又は
	10リットルに満た
	ない端数を増すごと
	に3円を加えた金額
イ 内容積5リットル以上30リットル未満の容器	1個につき210円
ウ 内容積 1 リットル以上 5 リットル未満の容器	1個につき160円
エ 内容積 1 リットル未満の容器	1個につき140円
(4) その他の容器に係る容器検査又は容器再検査	
ア 内容積 1 , 0 0 0 リットル以上の容器	1 個 に つ き
	7 , 1 0 0 円に
	1,000リットル
	又は1,000リッ
	トルに満たない端数
	を増すごとに380
	円を加えた金額

イ 内容積500リットル以上1,000リットル未	1 個 に つ き
満の容器	7,100円
ウ 内容積 1 5 0 リットル以上 5 0 0 リットル未満	1個につき800円
の容器	
エ 内容積30リットル以上150リットル未満の	1個につき210円
容器	
オ 内容積5リットル以上30リットル未満の容器	1個につき170円
カ 内容積 1 リットル以上 5 リットル未満の容器	1個につき110円
キ 内容積1リットル未満の容器	1個につき80円
9 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第6号の規定	
に基づく高圧ガス保安法第49条の2第1項に規定す	
る附属品検査(内容積 5 0 0 リットル以下の容器に装置	
する附属品に係るものに限る。以下この項において同	
じ。) 又は同令第18条第2項第7号の規定に基づく同	
法第49条の4第1項に規定する附属品再検査	
(1) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自	
動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器	
に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再	
検査	
ア 内容積150リットル以上の容器	1個につき31円
イ 内容積150リットル未満の容器	1個につき24円
(2) その他の容器に装置される附属品に係る附属品検	
査又は附属品再検査	
ア 内容積1,000リットル以上の容器	1 個 に つ き
	1,100円
イ 内容積500リットル以上1,000リットル未	1個につき540円
満の容器	
ウ 内容積500リットル未満の容器	1個につき21円
10 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第8号の規	16,000円
定に基づく高圧ガス保安法第50条第3項に規定する	

容器検査所の登録又は登録の更新	
11 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第3号の規	1,400円
定に基づく高圧ガス保安法第54条第2項に規定する	
容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更に係	
る刻印等	

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提出理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)の施行による高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)の一部改正等に伴い、新たに本市が行うこととなる消防事務に係る手数料を定めるとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令(平成30年政令第10号)の施行に伴い、本市もこれに準じた手数料の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。